

私立高等学校等設置者 様

大阪府教育庁私学課長

平成 30 年度大阪府私立高等学校等学び直し支援金の事業実施等について（通知）

標記について、平成 30 年度大阪府私立高等学校等学び直し支援金の事業を下記のとおり実施しますので、受給要件を満たす生徒について、大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付要綱（以下「交付要綱」という）及び大阪府私立高等学校等学び直し支援金の受給資格認定等に係る事務要項（以下「認定要項」という）の規定並びに大阪府私立高等学校等学び直し支援金事務処理要領（以下「事務処理要領」という）に基づき、手続きいただきますようお願いします。

なお、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令、高等学校等就学支援金（新制度）事務処理要領及び受給資格認定申請書様式の改正に伴い、本事業の認定要項及び事務処理要領についても所要の改正を行いましたので、大阪府ホームページにてご確認いただき、事務処理に遗漏のないようお願いします。

【大阪府ホームページアドレス】

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/sinseiyousiki.html>

記

1 受給資格認定等にかかる事務処理について

（1）受給資格認定（所得制限・加算判定のための所得確認を含む）

平成 30 年 4 月から 10 月までの間に、学び直し支援金の受給資格認定申請書等（受給資格認定申請書（認定要項様式第 1 号）に保護者等の課税証明書等を添付したもの）を以下「認定申請書等」という。の提出があった生徒について、平成 30 年 11 月 9 日（金）までに下記の書類を提出してください。

なお、平成 30 年 11 月以降に提出のあった認定申請書等については、別途通知する日（3 月上旬予定）までに改めて提出していただく予定です。

【提出書類】

①認定申請書等

受給資格認定申請書に課税証明書等を添付して提出してください。学校では、その写しを保管してください。

※受給開始月が、平成 30 年 4 月から 6 月までの間となる生徒については、改正前の認定要項様式第 1 号に平成 29 年度の課税証明書等の添付が必要です。また、受給開始月が、7 月から 10 月までの間となる生徒については、改正後の認定要項様式第 1 号に平成 30 年度の課税証明書等の添付が必要です。

②学び直し支援金報告用シート（様式ア－1・2・3）（以下「報告用シート」という。）

※学校（設置者）においては、生徒から提出された認定申請書等に基づき、受給資格の要件を確認のうえ、報告用シートを作成し、提出してください。

※受給資格認定番号は、報告用シート記載の番号に基づいて採番します。

（例）大阪府私立高等学校等学び直し支援金の認定番号の採番ルール

18 - M27 - * * * * - 0001
ア イ ウ エ

ア…認定年度（2018 年→18）

イ…都道府県番号（固定値）

ウ…学校番号（学校ごとに異なります）

エ…生徒別に採番した認定番号（重複禁止。必ず 1 番から採番すること）

【留意事項】

- ・学び直し支援金の支給は、就学支援金と同様に、受給資格認定申請のあった月（月の初日に在学している場合に限る。）から始まります。必ず学校受付日を記載してください。

(2) 収入状況の届出

受給開始月が、平成30年4月から6月までの間となる生徒については、上記（1）の受給資格認定手続きとともに、収入状況届出書等（収入状況届出書（認定要項様式第1号）に課税証明書等を添付したもの）の提出が必要です。

また、平成29年度に認定を受けている生徒についても、収入状況届出書等の提出が必要です。

収入状況届出書等の提出があった生徒について、平成30年11月9日（金）までに下記の書類を提出してください。

【提出書類】

①収入状況届出書等

※収入状況届出書に平成30年度の課税証明書等を添付して提出してください。学校では、その写しを保管してください。

②報告用シート

※学校（設置者）においては、生徒から提出された収入状況届出書等に基づき、受給資格の要件を確認のうえ、学び直し支援金報告用シートを作成し、提出してください。

(3) 受給資格消滅

認定を受けている生徒（平成28年度及び平成29年度に既に認定を受けている者及び上記（1）により認定を受けた者を含む。）が、退学、転学などにより、受給資格が消滅した場合には、事由が発生する都度、下記の書類を提出してください。

※生徒から提出してもらう書類はありません。

※平成30年4月から10月までの間の消滅については、平成30年11月9日（金）までに下記の書類を提出してください。

【提出書類】

①報告用シート

※認定番号は、受給資格認定で採番した番号と同じ番号を記入してください。

(4) 支給停止・支給再開

上記（1）及び（2）と同時に、支給停止又は支給再開の手続きを行う必要がある場合は、平成30年11月9日（金）までに下記の書類を提出してください。

以降、支給停止・再開については、事由が発生する都度、下記の書類を府に提出してください。

【提出書類】

ア 支給停止

①支給停止申出書（認定要項様式第2号）

②報告用シート

※生徒から支給停止の申出があった場合は、申出書原本を提出してください。

※支給停止は、休学期間中に限り申し出ることができます。支給停止は、学校が申出書を受理した月の翌月（月の初日に受理した場合は、当該月分）から行うこととなります。

イ 支給再開

①支給再開申出書（認定要項様式第3号）

②収入状況届出書等

③報告用シート

※生徒が復学する際は、必ず、申出書並びに収入状況届出書等の原本を提出してください。

※支給再開は、学校が申出書を受理した月の翌月（月の初日に受理した場合は、当該月分）から行うこととなります。

※支給再開にあたっては、既に提出している場合に限り、課税証明書等の添付を省略することができます。

2 交付に係る今後のスケジュールについて

スケジュール概要（予定）

月　日	内　容
平成30年11月9日（金）	<p>■受給資格認定申請書及び収入状況届出書の提出期限 ※資格消滅、支給停止、支給再開する生徒がいる場合は同時に手続きすることができます。</p>
平成30年12月10日（月）	<p>□受給資格認定等の通知 ■交付申請書の提出</p>
平成30年12月17日（月）	<p>□交付決定の通知 ■支払請求書の提出</p>
平成30年12月25日（火）	<p>□概算交付（第1回）</p>
平成31年3月上旬	<p>■受給資格認定申請書等の提出期限 ※受給開始月が11月から3月までとなる受給資格認定申請書を提出した生徒が対象です。 □受給資格認定の通知</p>
平成31年3月中旬	<p>■変更交付申請書の提出 □変更交付決定の通知</p>
平成31年3月下旬	<p>■支払請求書の提出 □概算交付（第2回）</p>
平成31年3月29日（金）	<p>■実績報告</p>
平成31年4月上旬	<p>□額の確定</p>
平成31年4月下旬	<p>□精算</p>

（■学校→大阪府、□大阪府→学校）

<問合せ先>
大阪府 教育長 私学課

〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階
【高等学校・中等教育学校後期課程】

小中高振興グループ 宮崎・藤井

電話 06-6210-9274 (直通)

e-mail shigakudaigaku-g01@sbox.pref.osaka.lg.jp

【高等専修学校・各種学校】

総務・専各振興グループ 武田・後川

電話 06-6210-9272 (直通)

e-mail shigakudaigaku-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

